

公益社団法人世田谷法人会 女性部会規約

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人世田谷法人会女性部会(以下女性部会という)と称する。
事務所を公益社団法人世田谷法人会(以下「この法人」という)事務局に置き、事務はこの法人の事務局が代行する。

(組 織)

第2条 女性部会は、この法人の会員のうち女性経営者及びその家族並びに女性社員、女性賛助会員をもって組織する。

(目 的)

第3条 女性部会は、この法人の理念に則り、健全な税務及び経営に関する知識の相互研鑽を図ることにより、この法人の事業推進に積極的に支援協力し、この法人の発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 女性部会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 部会員の資質の向上を図るための研修会及び見学会等を行い、相互の啓発を図る。
- (2) この法人の主催する各種事業のPRを積極的に行い、その目的を達成するよう努力する。
- (3) 地区活動を活発に行い、会員の増強運動を支援する。
- (4) 部会員の親睦を図るため、レクリエーション等を行う。
- (5) 地域社会に奉仕する等、その他目的を達成するために必要な事業を行う。

(役 員)

第5条 女性部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監事 1 名

2 部会長は部会員1名をこの法人の理事に推薦することができる。

3 副部会長は、部会長の職務を補佐し、部会長に支障があるときは、部会長の指示によりその職務を代行する。部会長の指示がない場合は、あらかじめ定められた順位又は副部会長相互の協議により代行者を決する。

(役員を選任)

第6条 第5条の役員は部会員により互選して、部会長はこの法人の会長が委嘱し、副部会長・幹事・会計監事は部会長が委嘱する。

2 部会長はこの法人の常任理事を兼ねるものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問、相談役、参与)

第8条 女性部会に顧問、相談役、及び参与を置くことができる。

(1) 顧問、相談役、及び参与は、女性部会役員会の推薦により、部会長がこれを委嘱する。

(2) 顧問、相談役、及び参与は、部会長の諮問に応じ、部会長に建議、助言することができる。

(3) 70歳を役員定年とし、その後は顧問として参加することができる。顧問の任期は2年間とする。

(4) 相談役は直近部会長経験者1名のみとする。

(年次報告会)

第9条 女性部会年次報告会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。必要がある場合は、臨時報告会を開催することができる。

(会議)

第10条 会議は、役員会及び部会とし、必要に応じて、随時部会長がこれを召集する。

なお、正副部会長会議は適宜部会長が招集する。

(議長)

第11条 女性部会の年次報告会、役員会及び部会の議長は、部会長がこれにあたる。

(会計)

第12条 女性部会の経費は、この法人の会計より支出される女性部会活動補助金から支出する。但し、特別な事業に必要な費用は、その都度役員会において定めた臨時会費を徴収し、これに充てる。

(会計年度)

第13条 女性部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、女性部会年次報告会で出席者の過半数の同意を得て、かつ、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規約は、昭和52年12月9日から施行する。
- 2 本規約は、平成25年4月22日から施行する。
- 3 本規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 本規約は、令和6年7月17日から施行する。
- 5 本規約に定められていない事項については、公益社団法人世田谷法人会の定款を準用する。